

地域森林管理支援センターたより

2024.8月号
Vol.10

Action Record

2024.4.25	【第1回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	26名参加
2024.5.20	【第2回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	21名参加
2024.5.28	【第3回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	11名参加
2024.6.4	【第4回初任者】市町村林務担当職員研修開催	岐阜森林文化アカデミー「テクニカルセンター」	11名参加
2024.6.21	【第5回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	19名参加
2024.6.25	【第6回実践型】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	21名参加
2024.7.10	【第7回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	20名参加
2024.7.26	【第8回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	13名参加
2024.8.6	【第9回初任者】市町村林務担当職員研修開催	ぎふ森林文化センター「東濃ひのきホール」	11名参加

Business Performance (7月31日時点)

★相談窓口対応	38件
★市町村巡回支援	40回
★専門家への相談斡旋	4回
★地域森林監理士短期派遣	12回
★市町村林務担当職員研修	9回
★地域森林監理士フォローアップ研修会	1回

Topics

★市町村林務担当職員研修を開催★

・第1回（初任者）研修を開催
日時：令和6年4月25日（木）9:00～16:00
場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桜ホール
講師：フォレスターズ LLC 代表社員 小森胤樹氏
内容：森林・林業に関する基礎知識について
参加者数：26名
※理解度は、良く判ったが45%、判ったが44%という結果でした

・第8回（実践型）研修を開催
日時：令和6年7月26日（金）9:00～17:00
場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃桜ホール
講師：那須法律事務所 弁護士 品川尚子氏
内容：森林経営管理法と所有者探索について
森林管理と市町村の責務について
森林経営管理法の特例措置と所有者不明管理制度について
参加者数：13名
※理解度は、各項目、36～45%という結果でした

●市町村担当者の方は34市町村中15名が異動となりました。前半の初任者向け基礎研修への参加の方が昨年に比べて多く参加して頂きました。

実践型の研修も半分済み、残すところ4回となりました。より多くの方の参加をお待ちしています。

誠にありがとうございました。研修で身に付けた知識などを、それぞれの市町村で活用していただければ幸いです。



市町村林務担当職員研修の様子

★相談窓口について★

○森林経営管理制度について、他市さんがどのようにしているかご存じでしたら教えていただきたい案件がございます。山口市では未整備森林の意向調査を行った際に、市が仲介し、林業事業体に森林整備を行っていただく流れを取っています。林業事業体には譲与税から間伐の補助金を交付することとしています。実際には今年度初めて林業事業体が現地の間伐を始めていくので、この段階で検討事項が出てきました。

・市が独自で事業体に交付する補助金もしくは市が主体となって整備している場合、整備が必要な森林の規模や位置に関係なく一律の単価か。または小規模なものや公道から離れているような場所について割増をかけているか。

・意向調査で「市に管理を任せたい」「仲介を希望」といった回答の森林であっても、単価が合わないなどで事業体が着手できないような森林に対し、所有者に改めて「管理ができない」といった回答をしているか。

▶市に任せたいとの回答があった森林整備の方法としては、1つは、林業事業体などへ所有者情報を提供する許可を取って情報提供したうえで、林業事業体が、森林経営計画に立てて補助事業として行う方法、この場合、森林環境譲与税を活用して補助残に補助することを行っている市町村もあります。

2つ目としては、林業事業体での整備が困難な場合（バラバラにあって、集約化が困難な場所など）には、市町村が直営で間伐事業を発注するといった方法となります。この場合、市町村で設計積算を行う必要があるため、支援センターでは、昨年から、設計積算の方法に関する研修を行っていますので、参加していただきたい。

所有者に改めて「管理できない」との回答をしているかについては、要望のあった箇所については原則、森林整備を行うように努めているため、具体的には、そのような情報は把握していない。

○昨年に引き続き、本県市有林の皆伐を行いたい。森林経営計画の変更も含めて、現地での指導をお願いしたい。

▶岐阜県地域森林監理士を派遣する、現地での指導も依頼できます。

○現在林業振興課で、野生鳥獣サポートセンターを委託契約し、市民の方の相談窓口・技術指導をしてもらっています。この委託契約金に森林環境譲与税を使うことはできるのでしょうか。参考までに委託内容を添付します。お手数おかけしますがご教示いただけたらと思います。

▶内容を確認したところ、現在サポートセンターの業務としては、農地の保護のための柵の設置などが主業務となっているようです。この場合は、少し難しいと考えますので、例えば、今後は、森林内の植栽などへの柵の設置も行うこととするなど、業務内容の拡充をできるようにして、その分について森林環境譲与税を充てることであれば、理解が得られるのではと回答。

★専門家による相談実施★

◆「経営管理権集積計画の始期」と「経営管理権集積計画公告日」の整合性について

<相談内容>

- 1.森林所有者から集積計画内容についての同意を得る時期は、バラバラである
- 2.公告日がある程度想定して事前に集積計画の同意を得ようとしても、揃わないことが多い
- 3.市の総務担当者からは、公告日と集積計画の始期は一致しなくて良いのかとの質問あり
- 4.「公告日は集積計画に記載の日付以降であれば問題ない」とも考えられる
- 5.公告日と集積計画の始期は、一致させる必要があるのでしょうか？

<弁護士さんからの回答>

ありません。公告とは、ある事項を広く一般大衆に知らせることといわれ、それ自体で法的効果を発生させるものではありませんが、森林経営管理法の場合は、法文に、「公告があったときは・・・市町村に経営管理権が・・・設定される」（法第7条2項）とありますので、経営管理権の設定の効果があることとなります。

市の総務担当の方は、公告により経営管理権が設定されるから同時に集積計画の始期となる、とお考えになったのかもしれませんが、丁寧に読み込んでおられるかと思えます。

ただ、さらに踏み込むなら、権利を有していること、それを行使することは、別なものです。経営管理権が設定されたということは、経営管理権を行使しうる法的地位に立ったということではありますが、実際に行使を開始する「始期」は、公告後の〇月〇日からにします、期間はその日から〇年間で、ということは可能であり、むしろ自然と思われれます。

そのようなわけですので、4については、「公告日は集積計画に記載の日付（→「始期」ですよ？）以降であれば問題ない」とは言い難いかと思えます。逆で、公告日後に集積計画の始期が来るのであれば問題ない、ということになります。

★第1回岐阜県地域森林監理士フォローアップ研修会を開催★

日時：令和6年7月1日（月）9:30～13:00

場所：岐阜森林文化センター 3階 東濃松ホール

講師：杉本森林総合監理士事務所（森林総合監理士） 杉本和也氏

内容：地域の主要産業となる林業の再興を目指して

奈良県天川村で林政アドバイザーを拝命し、村のマスタープランの作成、市町村森林整備計画、森林経営計画などの策定支援、各種森林・林業に関わる施策の実施について、具体的な事例を紹介していただいた。

その後、出席した地域森林監理士と意見交換を行い、充実した内容となりました。

参加者数：12名

